

○市川市公文書等の管理に関する条例

令和2年3月25日条例第4号

(審査請求及び市川市公文書公開審査会への諮問)

第19条 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、市長に対し、審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

3 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、市長は、速やかに、公文書公開条例第19条第1項に規定する市川市公文書公開審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 特定歴史公文書等の全部又は一部を利用に供しないこととした決定を取り消し、当該特定歴史公文書等の全部を利用する旨の裁決をする場合（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）

4 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。